

保税工場の許可の失効について

関税法第61条の4の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和2年7月7日

大阪税関長 中山峰孝

記

(保税工場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の 外国貨物の 搬出期限	許可失効 年月日
第一稀元素化学工業株式会社 大阪府大阪市中央区北浜4丁目4番9号	第一稀元素化学工業株式会社 福井事業所 福井県福井市石橋町31字甲ノ山119番1 119番5	廃業	—	令和2年 6月30日